

随時監査(債権回収業務に係る事務等の監査)結果に関する報告

第1 監査の対象

次のとおりである。

対象とする部	対象とする課
財 務 部	収 納 対 策 課

第2 監査の期間

平成29年11月21日から平成30年2月19日まで

第3 監査の方法

債権回収業務に係る事務等のうち、市税以外の債権について、関係職員から説明を求め、関係法令等に基づき適正に執行されているかどうかを監査した。

第4 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められた。